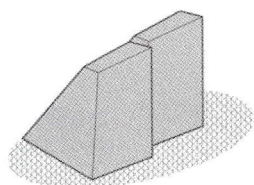


擁壁の改善を検討している方へ よう へき 擁壁アドバイザー を派遣します。

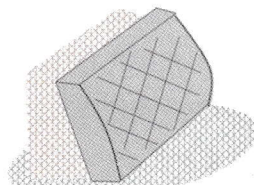
無料

老朽化した擁壁※は災害の原因
になることがあります。

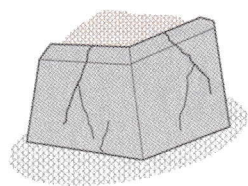
擁壁が、下図のような状態になっていませんか。



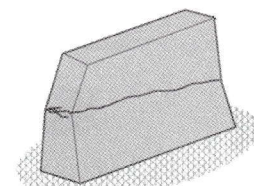
左右・上下の擁壁のずれ



擁壁のふくらみ



ひび割れの発生



傾きや折れが生じている

※擁壁とは、高低差のある宅地を造成する際などに、土砂が崩れることを防ぐために設置されるコンクリートやブロック等からなる土留めのこと。

まずは区へご相談ください！

事前相談の
方法

窓口またはLogoフォーム（右記二次元コード）
でご相談ください。

＜相談に必要なもの＞

- ・擁壁の高さや状況が分かるメモ等
- ・擁壁の写真



詳細は
裏面へ→

アドバイザー派遣の流れ

STEP

01

事前相談

下記窓口またはLogoフォーム（右記二次元コード）で
ご相談ください。



STEP

02

申請書の提出

申請書と必要書類をご提出ください。
申請書は下記窓口または区のホームページ（右記二次元コード）
から入手できます。



申請に必要な書類

- ・ 申請書
 - ・ 案内図
 - ・ 公図及び土地登記事項証明書
- ※該当する方のみ
- ・ 委任状※（管理者の場合のみ）
 - ・ 共有者全員の同意書※（共有名義の場合のみ）
 - ・ 区分所有者間で合意された代表者である
ことがわかる書類※（マンション等の場合のみ）
 - ・ 法人である旨の登記事項証明書※
（法人所有の場合のみ）

対象となる擁壁等

- ・ 高さが2メートルを超える擁壁等
- ・ 道路等に面する高さが0.8メートル
以上の擁壁等



STEP

03

現場調査・立合い

日程調整の上、アドバイザーが現地調査や改善策の提案を行います。
また、申請者に今後の擁壁等の改善予定をお伺いします。

STEP

04

報告書の送付

提案・助言内容をまとめた報告書を申請者にお送りします。

問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 建築課 建築防災係

西棟3階 14番窓口 TEL:03-3312-2111 （内線3349）

ホームページ
はこちらです
→

